

【第36条の3の2（少量危険物の屋内貯蔵等の技術基準）】

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準）

第36条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- （1）壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- （2）窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- （3）液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- （4）架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- （5）危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- （6）可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

※ 改正経過：追加〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について定めたものである。なお、屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所では、第36条の2第2項の基準が適用されることに留意する。

【解説】

1 建築物（室）の構造（第1号関係）

屋内の同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量が指定数量の5分の1以上指定数量未満となる室の構造の規制であり、壁、柱、床及び天井の材料を規定しているものである。なお、天井を有しない建築物の場合は、屋根（上階を有する建築物である場合は当該上階の床）を不燃材料で造る。

また、3メートルの空地を有することにより一の場所として規制を受ける場合については、当該空地の床及び直上の天井、当該空地を確保することができない部分の壁及び柱が規制の対象となる。

2 開口部の構造（第2号関係）

第1号において規制を受ける部分に扉又は窓を設ける場合、当該開口部には防火設備を設ける。なお、防火設備に代えてドレンチャー設備を設ける措置でも差し支えない。

また、同一の場所とされる室の中に間仕切りを設ける場合については、当該間仕切りに設ける扉は防火設備としないことができる。なお、間仕切りについては不燃材料で造られたものであること。

3 液状の危険物を取り扱う床の構造（第3号関係）

液状の危険物を貯蔵し、取り扱う際の危険物の流出防止に対する措置である。「危険物が浸透しない構造」とは、一般的にはコンクリート造又は当該取り扱う危険物により劣化しない金属製の床等、危険物の非浸透性を有するものである。

「適当な傾斜」とは、危険物が円滑にためますに流入する程度の勾配（おおむね1/200）とする。また、危険物を貯留するためますの大きさは、当該室において貯蔵し、又は取り扱う容器又は設備等からの流出するおそれのある危険物の量に応じて設けることとし、標準的な大きさとして、縦、横、深さをそれぞれ最低30センチメートル以上とする。

容器により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合において、流出量は、貯蔵する最大容量の容器1個からの流出を想定して措置を講じることが適当であるが、ドラム缶（約200リットル）など、ためますに収容しきれない場合は、当該容量の危険物を収容できる量の貯留設備を設けるか、当該室の出入口をかさ上げする等の方法により、外部への流出防止措置を講じることが望ましい。

4 架台の構造（第4号関係）

架台の構造は、第36条の3第2項第3号に規定する架台の構造に準じる。

屋内の架台において容器に収納した危険物を貯蔵する場合、第35条第7号（容器の転落、転倒等の防止）を受けるため、当該架台には、容器の転落及び転倒を防止する附属設備を備えることが望ましい。

なお、屋内の基準においては、屋外の基準と異なり危険物を貯蔵する容器の上端の高さ制限が規定されていないため、積み上げ高さは無制限となるが、消防活動上の阻害となるおそれがあることから6メートル以下とすることが望ましい（消防用設備等における高層倉庫の規制との整合を考慮する必要がある。）。

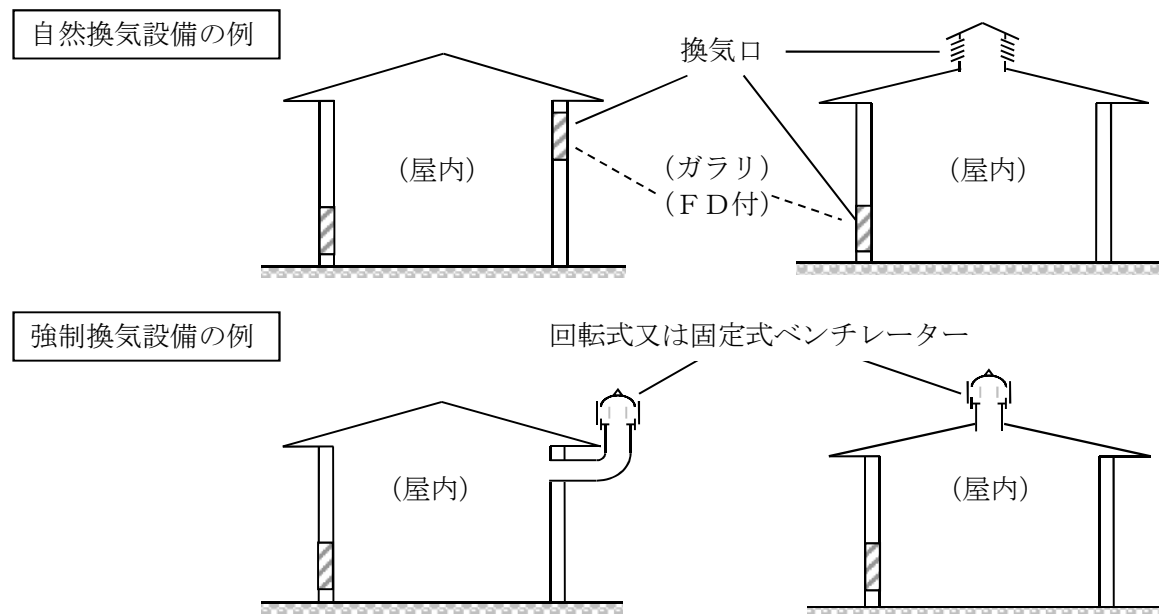
5 照明、換気等（第5号関係）

危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な灯り取り及び換気についての規定である。

採光及び照明については、取扱い（貯蔵に伴う取扱いを含む。）をする際、採光又は照明のいずれかにより安全な取扱いのための明るさが確保されていることで足り、必ずしも両方を備えなければならないものではない。

換気設備については、換気扇又はガラリ等の設備を有効に換気することができる位置に設ける。

なお、照明及び換気設備で電気設備を用いる場合は、第36条の2第2項第7号の基準（防爆電気器具を必要とする場合）について留意する。



《参考》換気設備の換気口

換気設備は、密閉された室の空気の入替えを目的としている設備であり、有効に空気を入れ替えるためには、「給気」と「排気」が必要である。このことから、換気に用いる通気口は1か所ではなく、2か所以上設ける必要があるものである。

強制換気設備又は自動強制換気設備を設けた場合は、当外設備の部分が「給気（押し込み）」又は「排気（排出）」となるため、その対となる「排気」又は「給気」のための通気口（自然換気の例による設備で差し支えない。）が必要となる。

6 可燃性蒸気等の排出設備（第6号関係）

「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、第36条の2第2項第7号に規定する場合が該当する。

排出設備は、可燃性蒸気又は可燃性の微粉が滞留する場所から、有効に屋外の安全な場所等に排

【第36条の3の2（少量危険物の屋内貯蔵等の技術基準）】

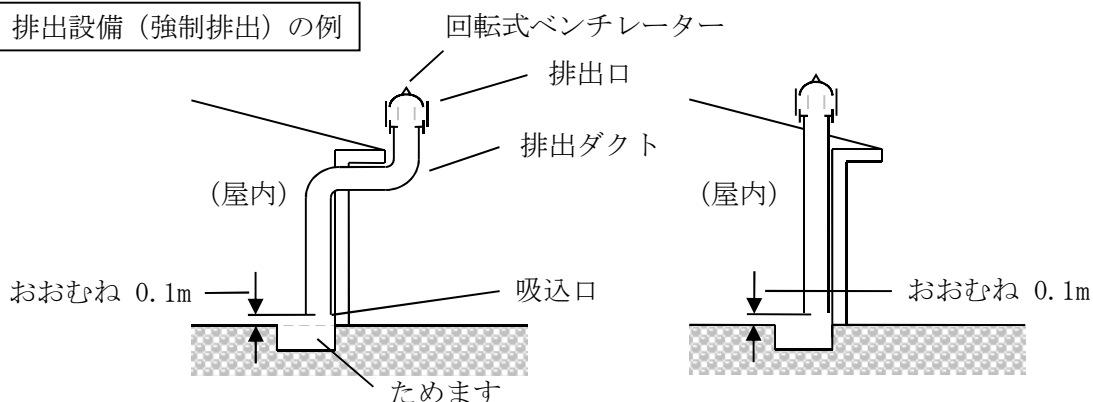
出する必要がある、可燃性蒸気等が滞留する場所を的確に判断し、設備を設置する。

危険物の種類によるが、引火性液体類及び引火性固体から発生する可燃性蒸気は、一般的に比重が空気より大きく、低所に滞留する性質を有するため、屋内の低所（ためます等）から吸い上げ、高所に排出する構造としなければならない。このとき排出口は、その周囲に可燃性蒸気が滞留するおそれがある場所となるため、屋根上又は地上からの高さを4メートル以上とし、付近に開口部を設けない等の措置を講ずる必要がある。

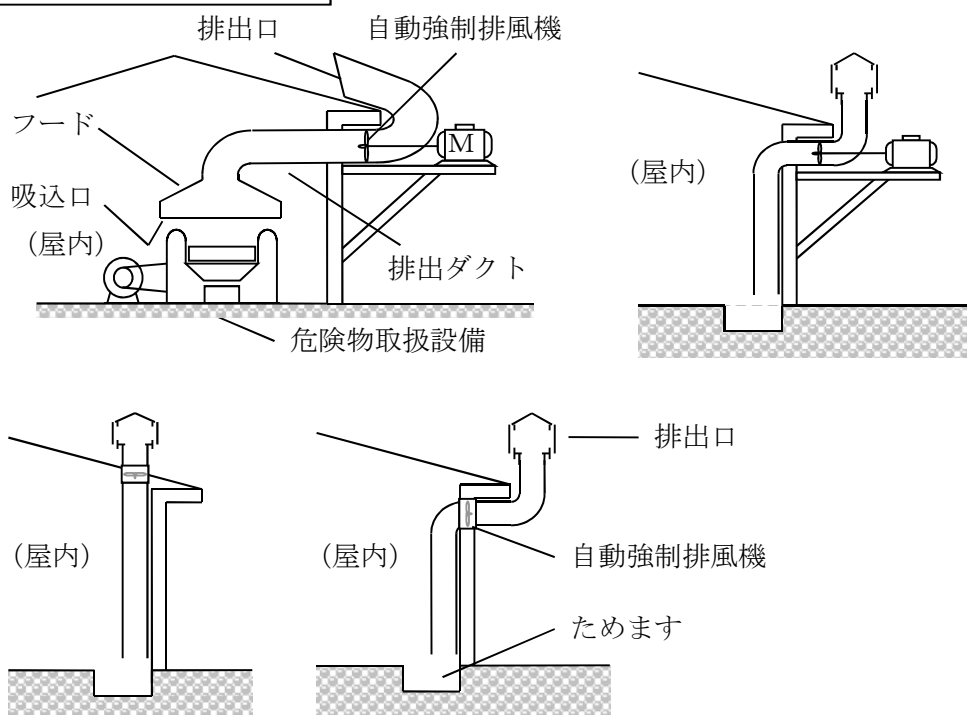
また、排出設備の設置を要する室内においては、前号の照明及び換気設備に、第36条の2第2項第7号の規定が適用されることに留意する。

なお、排出設備を設置する場合、前号の換気設備の性能を兼ねる設備である場合（排出設備が常時作動している場合等）は、当該排出設備のほかに強制換気設備を設けることを要しない。

排出設備（強制排出）の例



排出設備（自動強制排出）の例



《参考》換気設備と排出設備の違い

換気設備と排出設備は、その設置の目的が次のように異なる。

換気設備：密閉された空間の空気の入れ替えを目的として設けられるもの

排出設備：空間内に滞留する可燃性蒸気又は可燃性微粉を空間の外部に排出することを目的として設けられるもの

このことから、換気設備はガラリやベンチレーターを設置により基準を満たすことができるが、排出設備は「可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所」から強制的に吸引し、屋外の開放空間等に放出する構造が求められる。

また、排出設備の排出口の周囲については、換気設備の換気口とは異なり、可燃性蒸気が放出される空間となるため、火気設備等を設置する場合も、離隔距離を必要とする。

なお、排出設備を設ける施設において、当該排出設備が換気設備に求められる性能を満たす場合（排出設備が換気設備として常時作動している場合等）には、換気設備を兼用しているものとみなして差し支えない。

換気設備及び排出設備のうち、「自動強制～」と表記されるものは、当該危険物を取り扱う室等において、危険物取扱作業を実施する場合等に、取扱作業に係るスイッチ操作等に連動して、モーターなどの動力を用いて、自動的に換気設備又は排出設備が作動するものをいう。

換気設備等

＜換気設備＞

- 1 自然換気設備（例：給気口＋排気口）
- 2 強制換気設備（例：給気口＋非電動型ベンチレーター）
- 3 自動強制換気設備（例：給気口＋電動型ベンチレーター）

＜可燃性蒸気排出設備＞

- 1 強制排出設備（例：非電動型ベンチレーター＋排出ダクト立ち下げ）
- 2 自動強制排出設備（例：電動型ベンチレーター＋排出ダクト立ち下げ）